

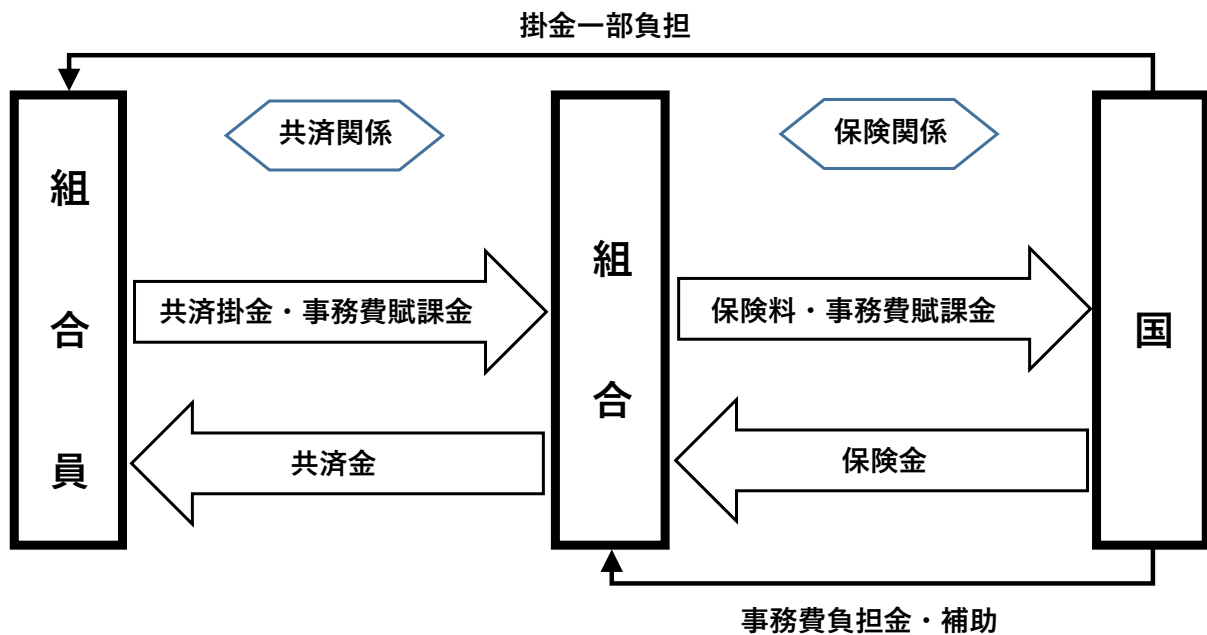
農業共済制度

令和4年7月

<制度の仕組み>

農業共済制度は、国の農業災害対策として農業保険法に基づき実施される公的保険制度です。

その仕組みは、災害により農作物等に損害を受けた農家の救済を合理的に行う観点から、各地域ごとに農家が組合を設立し、共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときにその共同準備財産から被災農家に共済金を支払う農家の自主的な相互救済を基本としながら、これを保険のシステムにより全国に危険分散させるものとなっています。



<共済掛金等の負担>

共済掛金は、共済金額に地域の災害の実態に基づき農林水産大臣が定めた共済掛金率を乗じて算出します。

なお、農家負担の軽減を図るため、国が共済掛金の一部を負担しています(国庫負担割合:40~55%)。

また、農家が負担する事務費賦課金は、国からの事務費負担金及び資金運用による受取利息とともに、組合運営の主要な財源となっています。

<北海道における共済事業の種類と概要>

令和3年産

事業種類	制度の対象農作物等	掛金国庫負担割合
農作物共済	水稲、麦	水稲 50% 麦 50～55%
家畜共済	牛、馬、豚	牛・馬 50% 豚 40%
果樹共済	りんご、ぶどう	50%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆(えだまめを含む)、小豆、いんげん、てん菜、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、そば	55%
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用、園芸施設復旧費用	50% ※園芸施設復旧費用及び付保割合追加特約・小損害不填補1万円特約に国庫負担なし。
保管中農作物共済	農作物共済、果樹共済のうち収穫共済及び畑作物共済加入者の共済目的であって、加入者が生産し、選択した農産物のうち、倉庫等の建物に保管されている農産物(乾燥・調製等の作業中のものを含む)及び運送中の農産物(専ら運送サービスを提供する者による運送は除く)。	—

事業種類	事業の概要等
農作物共済	○ 水稲や麦が自然災害や病虫害などによって損害を受けたときに、その減収の程度に応じて補償する事業(水稲の品質方式及び麦の災害収入共済方式は、災害による収量の減収、かつ、品質の低下を伴う生産金額の減少を補償)。
家畜共済	○ 死亡・廃用のときの損害を補償する死亡廃用共済と、病気や事故で治療を受けたときの診療費を補償する疾病傷害共済がある。 ○ 死亡廃用共済・疾病傷害共済それぞれで包括共済と個別共済がある。 (1) 包括共済: 定められた区分(例: 死亡廃用共済の「搾乳牛」、疾病傷害共済の「乳用牛等」など)に属する全ての飼育家畜を一体として加入する方法。 (2) 個別共済: 飼育家畜ごとに加入する方法。種雄牛及び種雄馬で、この加入方式をとる。
果樹共済	○ 自然災害、病虫害、鳥獣害などによって損害を受けたときに、その減収(樹体共済の場合は樹体の損傷)の程度に応じて補償する事業(ぶどうの災害収入共済方式は、災害による収量の減収、かつ品質の低下を伴う生産金額の減少を補償)
畑作物共済	○ 畑作物10作物を対象に自然災害や病虫害等によって損害を受けたときに、その減収の程度に応じて補償する事業(てん菜は糖度の低下を含む)。 ○ 対象作物のうち、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜(一定以上の作付面積があるもの)については、一括して加入申込みをすることとなっている。
園芸施設共済	○ ビニールハウス等の園芸施設や施設内農作物が、自然災害や病虫害及び火災などによって損害を受けたときに、その損害の程度に応じて補償する事業。 施設本体のほか、暖房機などの附帯施設、施設内農作物及び施設の撤去・復旧費用もあわせて加入することができる。
保管中農作物共済	○ 農産物の収穫後、倉庫等の保管場所への運送中、並びに当該倉庫等における保管中、及び当該倉庫等から出荷先への運送中に生じた偶然な事故による損害を補償する事業。 ○ 農作物共済、果樹共済のうち収穫共済及び畑作物共済加入者の共済目的であって、加入者が生産し、選択した農産物のうち、倉庫等の建物に保管されている農産物及び運送中の農産物を補償対象とする。